

## 第 4 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和6年4月25日 午後3時00分から4時30分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	香川 雅彦	出席	11	前田 和宏	出席
2	安田 敏	出席	12	貞廣 渉	出席
3	田守 康浩	出席	13	茂古沼 憲宏	出席
4	吉田 容章	出席	14	飯尾 誠	出席
5	菅原 博	出席	15	太田 健一	出席
6	久保 靖彦	出席	16	白川 勝	出席
7	林 雅浩	出席	17	高野 春夫	出席
8	田辺 剛	出席	18	田守 文夫	出席
9	鈴木 賢	出席	19	茂古沼 美則	出席
10	辻 和義	欠席			

### 事務局

職 名	氏 名
事務局 長	三橋 真也
農地振興係 長	田代 泰裕
農地振興係 主任	石井 美裕志
農地振興係主任専門員	白戸 智明

- 4 議事録署名委員
  - 18番 田守 文夫 委員
  - 2番 安田 敏 委員

- 5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第4号 土地の現況証明願について

議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

## 6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和6年第4回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
本日の出席委員は18名です。委員の出席数が定足数に達しておりますことから、  
本日の総会が成立していることをご報告いたします。  
議事録署名委員は、18番 田守文夫委員、2番 安田委員を指名いたします。  
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告に  
ついて」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第20項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号は報告済みとします。  
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議  
題とします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第5項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号は報告済みとします。  
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」  
の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項と第2項朗読、説明)  
本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ  
ておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。  
なお、第1項につきましては、後ほど、議案第3号において農地法第3条の賃借権  
等設定の許可申請として案件の提出があります。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項と第2項について、要件を満たしているということによろしいで  
すか。

委員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項と第2項については、要件を満たしていることを確認しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添の「調査書」の1ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っていますので、調査報告をします。

先日、譲渡人とお電話をいたしました。この土地は、もう20年以上、譲渡人の親戚が借りて作っていた畑でございます。その借主が75歳に近づいてきたということで経営規模縮小したいというところで、賃貸をやめたいという申出を受けて、譲渡人は地続きの今回の譲受人に買っていただけないかということで、お話をしたところ、譲受人も是非買わせていただきたいということで3条のお話がまとまったということでございます。以上です。

議 長 ただ今、現地調査報告をしましたが、みなさんから、ご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添の「調査書」の1ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。久保委員から、調査報告をお願いします。

6 番 この案件ですが、4月10日に譲受人にお会いしてお話を伺ってまいりました。売買金額につきまして、地域の相場を害するような値段ではなく、許可相当であると思われます。以上です。

議 長 久保委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第2号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添の「調査書」の2ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議長 議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。鈴木委員から、調査報告をお願いします。

9番 今まで、親子間で使用貸借をしておりましたが、お父様が高齢になりまして、畑のほうを息子さんに贈与したいということでもあります。問題はないと思われれます。以上です。

議長 鈴木委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」3ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。貞廣委員から、調査報告をお願いします。

1 2 番      こちらの案件ですけれども、貸主は昨年から規模縮小、離農ということで進めてこられました。こちらの土地は貸主の地域にある土地で、借主の地域からは離れた土地ですが、借主のお父様と親戚関係ということで、お互いに賃貸の契約を結びたいということでの申請となっております。賃貸料につきましては、実際には耕作できない部分を踏まえての総額ですので、地域平均を乱すような金額ではないと思われまますので問題は無いと思われまます。以上です。

議 長      貞廣委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員      (全員なし)

議 長      議案第 3 号第 1 項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員      (全員異議なし)

議 長      ご異議なしと認め、議案第 3 号第 1 項について、申請のとおり許可することに決定します。

              続きまして、議案第 3 号第 2 項の件を議題とします。事務局からの説明を求めまます。

事務局長      (議案第 3 号第 2 項朗読、説明)

              なお、許可基準につきましては、別添「調査書」3 ページの「農地法第 3 条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えまます。以上です。

議 長      議案第 3 号第 2 項の案件につきましては、現地調査が行われています。飯尾委員から、調査報告をお願いします。

1 4 番      4 月 1 1 日に貸主と借主にお話を伺っております。この案件ですが、4 年ほど前から耕作されていたようで、今回、3 条で契約ということになりました。反当りの賃貸料は地域の平均的な価格でありますので、問題は無いと判断いたしました。以上です。

議 長      飯尾委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員      (全員なし)

議 長      議案第 3 号第 2 項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員      (全員異議なし)

議 長      ご異議なしと認め、議案第 3 号第 2 項について、申請のとおり許可することに決定します。

              続きまして、議案第 3 号第 3 項の件を議題とします。事務局からの説明を求めまます。

事務局長 （議案第3号第3項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」4ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議 長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から、調査報告をお願いします。

2 番 議案第1号に関連した案件であります。以前、耕作されていた方が離農するという関係で、新たに、今回の借主が3条にて借りたいということであります。場所、金額等確認してまいりましたが、地域の実情に照らして妥当であると思われれます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第3号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第4項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」4ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議 長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から、調査報告をお願いします。

2 番 先ほどの第3項と類似した内容になります。借主にお話を伺いまして、場所、金額等確認をしてまいりました。地域の実情に照らして妥当であると思われれます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第3号第5項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第5項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」5ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議長 議案第3号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。

吉田委員から、調査報告をお願いします。

4番 4月19日に現地を調査してまいりました。この農地は以前より耕作されていたようですが、正式な契約はされておらず、今回、借主の希望により3条での賃貸借となりました。賃貸料につきましては、地域平均に近く、問題はないと思われまます。以上です。

議長 吉田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第5項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第5項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第3号第6項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第6項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」5ページの「農地法第3条許可申請に係る調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。以上です。

議長 議案第3号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。

吉田委員から、調査報告をお願いします。

4番 こちらの案件も4月19日に現地調査をしてまいりました。この農地も以前より耕作しておりましたが、正式な契約がこちらにもされておらず、借主の希望により3条での賃貸借となりました。賃貸料につきましては、地域平均に近く、問題はないと思われまます。以上です。

議 長 吉田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第6項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第6項について、申請のとおり許可することに決定します。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の6ページ、7ページのとおりで、利用状況は山林となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。茂古沼美則委員から調査報告をお願いします。

19番 4月3日に事務局とともに現地を確認してまいりました。「調査書」の7ページを見ていただくとおわかりかと思えますけれども、現状は山林ということになっております。願出人がこの山の部分を売ろうと思った際に、現況が農地、採草放牧地以外であったということで、現況証明の願出となりました。以上です。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定します。

続きまして、議案第4号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の8ページ、9ページのとおりで、利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。



田守康浩委員から調査報告をお願いします。

3 番 今年から願出人から息子さんへ経営移譲されたということで、家の周りの地目を整理したいということでもあります。「調査書」の9ページを見ていただければわかると思いますけれども、牛舎の部分とその北側に牧草ロールのある場所が今回の願出地にあります。ギリギリの区割りで農地を無駄にしていないということを確認してまいりました。以上です。

議 長 田守康浩委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定します。

次に、議案第5号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第5号第1項から第20項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」として、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては、第21項からご説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。

(議案第5号第21項から第39項朗読、説明)

なお、議案第5号第1項から第39項までにつきましては、別添「調査書」10ページから22ページまでのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項から第39項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第39項までについて、決定します。

次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第6号第1項から第13項朗読、説明）

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時から農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。白川部会長から報告をお願いします。

16番 第1項、緑陽台南地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、旭地区のBさん（40歳）を選定いたしました。

第2項、北宝来3地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東旭地区のDさん（38歳）を選定いたしました。

第3項、木野6地区のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東旭地区のDさん（38歳）、新たに、東旭地区のFさん（48歳）を選定いたしました。

第4項、旭地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、旭地区のHさん（47歳）を選定いたしました。

第5項、錦地区のIさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、錦地区のJさん（75歳）を選定いたしました。

第6項、勲地区のKさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、勲地区のLさん（49歳）を選定いたしました。

第7項、八千代地区のMさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、錦地区のNさん（42歳）を選定いたしました。

第8項、万年地区のOさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、万年地区のPさん（61歳）を選定いたしました。

第9項、帯広市のQさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、万年地区のRさん（61歳）を選定いたしました。

第10項、共栄高台地区のSさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東士狩地区の法人Tを選定いたしました。

第11項、北進地区のUさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、春日地区のVさん（53歳）を選定いたしました。

第12項、帯広市のWさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北進地区のXさん（57歳）を選定いたしました。

第13項、宝来第3地区のYさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、昭和地区のZさん（63歳）を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、白川部会長からあっせんの適格者の報告がありました。適格者につきまして、みなさんからご意見等はありませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第6号第1項から第13項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議 長　　ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第13項までについて、報告のとおり決定します。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をします。

事務局長　（あっせん委員の発表）

議 長　　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさん、どうぞよろしくお願ひします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、総会終了後に、事務局からご案内をします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和6年第4回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時30分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和6年4月25日

議 長　　高 野 春 夫